知多市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市規則第３５号

知多市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知多市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則（平成１２年知多市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項第１号中「（第２号様式）」を削る。

第１号様式中「印」を削り、

「

性　　別	男　・　女
血　液　型	Ａ・Ｂ・Ｏ・ＡＢ
	ＲＨ　　＋　－

を

」

「

血　液　型	Ａ・Ｂ・Ｏ・ＡＢ
	ＲＨ　　＋　－

に改める。

」

第２号様式及び第３号様式を次のように改める。

第２号様式　削除

第３号様式（第４条関係）

放課後児童クラブ利用決定通知書

年　　月　　日

様

知多市長　　印

申込みのあった放課後児童クラブ（通年・夏季休業日）の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

児童の氏名及び生年月日	年　　月　　日生
事業所の名称	
保育の実施期間	
結果	
注意事項及び遵守事項	

第７号様式中「印」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。